

業 務 停 止 処 分

処分日：令和5年11月21日

業者名（代表者名）・ 登録番号・登録日	登録上の営業所所在地	処分理由（違反事項）
株式会社オージェイ （小田桐 徹） 東京都知事（4）第31549号 令和5年10月31日	東京都中野区中央一丁目32 番5号青光堂ビル3F	変更の届出義務違反（※）

1 業務停止期間

令和5年11月27日から同年12月26日まで（30日間）

2 停止対象業務

業務の全部（弁済の受領に関する業務及び訴訟又は調停に応ずる業務並びに知事が個別に承認した行為を除く。）

【参考】

（※）変更の届出義務違反

貸金業法では、貸金業者は、営業所又は事務所ごとに置かれる貸金業務取扱主任者の氏名及び登録番号に変更があったときは、その日から2週間以内に、広告又は勧誘をする際に表示等をする営業所又は事務所の電話番号を変更するときは、あらかじめ、それぞれ届け出なければなりません。

しかし、当該貸金業者は、貸金業務取扱主任者の変更及び電話番号の追加があったにもかかわらず、定められた期日までに東京都知事に届け出ないことが、複数回ありました。

貸金業対策課に寄せられる苦情・相談が、業者の行政処分のきっかけになっています。おかしいな、変だなと思ったら、貸金業対策課にご相談ください。

東京都知事登録の貸金業者に関する苦情・相談

電話：03-5320-4775（貸金業対策課）

時間：午前9時から午後5時まで

（土曜・日曜・祝日・年末年始は除く）

都知事登録の貸金業者と都に寄せられたヤミ金融の一覧は以下のHPで確認できます。

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kashikin/search/>